

令和6年12月5日招集

令和6年第5回釧路市議会

12月定例会議案

釧 路 市

1 2 月 定 例 市 議 会 議 案 件 名

議 案 番 号	件	名
議案第108号	令和6年度釧路市一般会計補正予算	5
議案第109号	令和6年度釧路市国民健康保険阿寒診療所事業特別会計補正予算	25
議案第110号	令和6年度釧路市動物園事業特別会計補正予算	29
議案第111号	令和6年度釧路市病院事業会計補正予算	35
議案第112号	令和6年度釧路市水道事業会計補正予算	43
議案第113号	令和6年度釧路市公設地方卸売市場事業会計補正予算	47
議案第114号	令和6年度釧路市港湾整備事業会計補正予算	51
議案第115号	釧路市宿泊税条例	55
議案第116号	釧路市税条例の一部を改正する条例	67
議案第117号	釧路市基金条例の一部を改正する条例	69
議案第118号	釧路市観光振興臨時基金条例の一部を改正する条例	71
議案第119号	釧路市高齢者生きがい交流プラザ条例の一部を改正する条例	73
議案第120号	釧路市学校給食センター条例の一部を改正する条例	75
議案第121号	釧路市公設地方卸売市場の指定管理者の指定の件	77
議案第122号	インフォメーションセンター丹頂の里等の指定管理者の指定の件	79
議案第123号	釧路市功労者表彰について同意を求める件	81
報告第3号	専決処分報告の件	83

議案第108号

令和6年度釧路市一般会計補正予算

令和6年度釧路市の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ229,860千円を追加し、歳入歳出それぞれ106,270,161千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の追加)

第2条 予算第4条を第5条とし、第3条中「第3表」を「第4表」に改め、同条を第4条とし、第2条中「第2表」を「第3表」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

2 予算第3表を第4表とし、第2表を第3表とし、第1表の次に次の1表を加える。

第2表 繰越明許費 (別紙)

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

令和6年12月5日提出

釧路市長 鶴間 秀典

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15 国庫支出金		22,937,489	2,502	22,939,991
	2 国庫補助金	5,153,144	2,502	5,155,646
16 道支出金		6,403,576	44,473	6,448,049
	1 道負担金	4,964,336	44,473	5,008,809
18 寄附金		2,807,701	302,445	3,110,146
	1 寄附金	2,807,701	302,445	3,110,146
19 繰入金		4,282,669	△ 120,037	4,162,632
	2 基金繰入金	4,264,085	△ 120,037	4,144,048
21 諸収入		3,651,914	477	3,652,391
	5 雑収入	1,014,921	477	1,015,398
歳入合計		106,040,301	229,860	106,270,161

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		10,191,269	150,638	10,341,907
	1 総務管理費	9,850,377	150,638	10,001,015
3 民生費		34,090,965	9,234	34,100,199
	1 社会福祉費	7,944,041	6,868	7,950,909
	3 児童福祉費	10,257,470	2,366	10,259,836
4 衛生費		4,238,849	44,473	4,283,322
	1 保健衛生費	1,803,358	44,473	1,847,831
6 農林水産業費		1,296,589	6,625	1,303,214
	1 農業費	718,524	500	719,024
	3 水産業費	123,201	6,125	129,326
7 商工費		3,425,056	600	3,425,656
	1 商工費	3,425,056	600	3,425,656
11 教育費		9,148,896	18,290	9,167,186
	1 総務費	5,584,120	18,000	5,602,120
	6 社会教育費	1,344,500	290	1,344,790
歳出合計		106,040,301	229,860	106,270,161

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
			千円
9 港 湾 費	1 港 湾 費	港 湾 施 設 改 修 事 業	127,980

第3表 債務負担行為補正

区 分	事 項	期 間	限 度 額
			千円
追 加	施 設 管 理 運 営 委 託 費	令和7年度から令和11年度まで	必要とする当該年度の予算で措置する額
	施 設 清 掃 業 務 委 託 費	令和7年度から令和9年度まで	1,705
		令和7年度から令和11年度まで	289,048
	庁 舎 管 理 業 務 委 託 費	令和7年度から令和11年度まで	362,804
	庁 舎 ポ イ ラ ー 運 転 管 理 業 務 委 託 費	令和7年度から令和11年度まで	52,095
	社 会 福 祉 協 議 会 運 営 費 等 補 助 金	令和7年度	8,635
	国 設 阿 寒 湖 畔 ス キ ー 場 施 設 整 備 費	令和7年度	3,813
	埠頭保安対策監視業務委託費	令和7年度から令和11年度まで	必要とする当該年度の予算で措置する額

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
15 国庫支出金	22,937,489	2,502	22,939,991
16 道支出金	6,403,576	44,473	6,448,049
18 寄附金	2,807,701	302,445	3,110,146
19 繰入金	4,282,669	△ 120,037	4,162,632
21 諸収入	3,651,914	477	3,652,391
歳入合計	106,040,301	229,860	106,270,161

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	市債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 総務費	10,191,269	150,638	10,341,907	0	0	1,187	149,451
3 民生費	34,090,965	9,234	34,100,199	2,502	0	1,860	4,872
4 衛生費	4,238,849	44,473	4,283,322	44,473	0	0	0
6 農林水産業費	1,296,589	6,625	1,303,214	0	0	500	6,125
7 商工費	3,425,056	600	3,425,656	0	0	600	0
11 教育費	9,148,896	18,290	9,167,186	0	0	290	18,000
歳出合計	106,040,301	229,860	106,270,161	46,975	0	4,437	178,448

2. 歳入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
15 国庫支出金	22,937,489	2,502	22,939,991			
2 国庫補助金	5,153,144	2,502	5,155,646			
2 民生費補助金	504,738	2,502	507,240	1 社会福祉費補助金	2,502	障がい者福祉システム改修事業費 (率1/2) 2,502

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
16 道支出金	6,403,576	44,473	6,448,049			
1 道負担金	4,964,336	44,473	5,008,809			
2 衛生費負担金	90,012	44,473	134,485	1 保健衛生費負担金	44,473	予防接種費(率10/10)
						44,473

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
18 寄附金	2,807,701	302,445	3,110,146			
1 寄附金	2,807,701	302,445	3,110,146			
2 ふるさと寄附金	2,701,515	298,485	3,000,000	1 ふるさと寄附金	298,485	ふるさと寄附金 298,485
4 民生費寄附金	2,635	1,860	4,495	1 社会福祉費寄附金	1,860	福祉基金積立金 1,860
5 商工費寄附金	2,500	600	3,100	1 商工費寄附金	600	観光振興イベント推進費 600
7 総務費寄附金	0	1,000	1,000	1 総務管理費寄附金	1,000	地域振興基金積立金 1,000
8 農林水産業費寄附金	0	500	500	1 農業費寄附金	500	地域振興基金積立金 500

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
19 繰入金	4,282,669	△ 120,037	4,162,632			
2 基金繰入金	4,264,085	△ 120,037	4,144,048			
1 財政調整基金繰入金	3,277,522	△ 120,037	3,157,485	2 財政調整基金繰入金	△ 120,037	△ 120,037

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
21 諸収入	3,651,914	477	3,652,391			
5 雑入	1,014,921	477	1,015,398			
6 雑入	899,715	477	900,192	2 雑入	477	収入証紙売払収入 公益財団法人JAC環境動物保護財団助成金
						187
						290
歳 入 合 計	106,040,301	229,860	106,270,161			

3. 歳出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 総務費	10,191,269	150,638	10,341,907	特定財源 1,187 一般財源 149,451			
1 総務管理費	9,850,377	150,638	10,001,015	特定財源 1,187 一般財源 149,451			
1 一般管理費	2,489,865	182	2,490,047	特定財源 187 [内訳] 諸収入 187 一般財源 △5	10 需用費	182	行政センター管理運営費 182
5 企画振興費	3,916,197	150,456	4,066,653	特定財源 1,000 [内訳] 寄附金 1,000 一般財源 149,456	7 報償費 11 役務費 12 委託料 24 積立金	94,465 1,450 53,541 1,000	ふるさと納税推進事業費 148,801 移住定住・長期滞在促進事業費 655 地域振興基金積立金 1,000

(単位：千円)

款	項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
						区分	金額	
3	民生費	34,090,965	9,234	34,100,199	特定財源 4,362 一般財源 4,872			
1	社会福祉費	7,944,041	6,868	7,950,909	特定財源 4,362 一般財源 2,506			
1	総務費	402,914	6,868	409,782	特定財源 4,362 [内訳] 国庫支出金 2,502 寄附金 1,860 一般財源 2,506	12 委託料 5,008 24 積立金 1,860	福祉基金積立金 1,860 障がい者福祉システム改修事業費 5,008	1,860 5,008
3	児童福祉費	10,257,470	2,366	10,259,836	一般財源 2,366			
1	総務費	5,805,688	2,366	5,808,054	一般財源 2,366	12 委託料 1,004 13 使用料及び 賃借料 362 18 負担金補助 及び交付金 1,000	子育て環境充実事業費 520 子ども・子育て支援システム事業 費 846 子どもデジタル人材育成等支援事 業費 1,000	520 846 1,000

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
4 衛生費	4,238,849	44,473	4,283,322	44,473			
1 保健衛生費	1,803,358	44,473	1,847,831	44,473			
2 予防費	799,995	44,473	844,468	44,473	18 負担金補助 及び交付金	44,473	44,473
				[内訳] 道支出金			
				44,473			

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
6 農林水産業費	1,296,589	6,625	1,303,214	特定財源 一般財源	500 6,125		
1 農業費	718,524	500	719,024	特定財源	500		
2 農業振興費	366,204	500	366,704	特定財源 [内訳] 寄附金	500 500	500	地域振興基金積立金 500
3 水産業費	123,201	6,125	129,326	一般財源	6,125		
2 振興費	96,150	6,125	102,275	一般財源	6,125	18 負担金補助 及び交付金	赤潮対策支援事業費 6,125

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
7 商工費	3,425,056	600	3,425,656	特定財源	600		
1 商工費	3,425,056	600	3,425,656	特定財源	600		
3 観光費	706,179	600	706,779	特定財源 [内訳] 寄附金	600	18 負担金補助 及び交付金	観光振興イベント推進費
							600

(単位：千円)

款	項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
						区分	金額	
11	教育費	9,148,896	18,290	9,167,186	特定財源 一般財源	290 18,000		
1	総務費	5,584,120	18,000	5,602,120	一般財源	18,000		
2	事務局費	1,116,796	18,000	1,134,796	一般財源	18,000		事務局運営費
6	社会教育費	1,344,500	290	1,344,790	特定財源	290		
2	文化財保護費	109,012	290	109,302	特定財源	290		タンチョウ保護研究費
					[内訳] 諸収入	290		
歳出	合計	106,040,301	229,860	106,270,161	特定財源 一般財源	51,412 178,448		

繰越明許費に関する事項

9款 港 湾 費

1項 港 湾 費

1目 管 理 費

事業名	関係予算		繰越金額	繰り越しの事由
	節	金額		
港湾施設改修事業	14 工事請負費	354,000	121,967	国の繰越承認事業として実施する。
	18 負担金補助及び交付金	17,700	6,013	
	計	371,700	127,980	
財源内訳	国庫補助金	174,000	73,180	
	市債	197,700	54,800	

債務負担行為に関する調書補正

区分	事項	限度額		負担額		前年度末までの支出見込額		当該年度支出予定額		翌年度以降の支出予定額		
		期間	金額 千円	期間	金額 千円	金額 千円	左の財源内訳 特定財源	金額 千円	金額 千円	金額 千円	左の財源内訳 特定財源	
	施設管理運営委託費	令7~令11	必要とする当該年度の予算で措置する額	令7~令11	必要とする当該年度の予算で措置する額	-	-	-	-	必要とする当該年度の予算で措置する額	0	必要とする当該年度の予算で措置する額
	施設清掃業務委託費	令7~令9	1,705	令7~令9	1,705	-	-	-	-	1,705	0	1,705
	施設清掃業務委託費	令7~令11	289,048	令7~令11	289,048	-	-	-	-	289,048	0	289,048
追加	庁舎管理業務委託費	令7~令11	362,804	令7~令11	362,804	-	-	-	-	362,804	0	362,804
追加	庁舎ボイラ一 運転管理業務委託費	令7~令11	52,095	令7~令11	52,095	-	-	-	-	52,095	0	52,095
	社運 会福 社協 費議 等助 金	令7	8,635	令7	8,635	-	-	-	-	8,635	0	8,635
	国設阿寒湖畔スキ一 場設整備費	令7	3,813	令7	3,813	-	-	-	-	3,813	0	3,813
	埠頭保安対策監視 業務委託費	令7~令11	必要とする当該年度の予算で措置する額	令7~令11	必要とする当該年度の予算で措置する額	-	-	-	-	必要とする当該年度の予算で措置する額	0	必要とする当該年度の予算で措置する額

区分	事項	限度額		負担額		前年度 未見込額	当該年度支出予定額		翌年度以降の支出予定額	
		期間	金額	期間	金額		左の財源 特定財源	左の財源 一般財源	左の財源 特定財源	左の財源 一般財源
補正前	合計	-	25,733,131	-	25,394,468	元金 12,723,022	元金 8,981,003	3,690,443	2,080,879	
						割増金 106,265	割増金 4,232			
補正後			26,451,231		26,112,568	計 12,829,287	計 8,985,235	4,408,543	2,798,979	

議案第109号

令和6年度釧路市国民健康保険阿寒診療所事業特別会計補正予算

令和6年度釧路市の国民健康保険阿寒診療所事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の追加)

第1条 予算第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

2 予算第1表の次に次の1表を加える。

第1表 債務負担行為 (別紙)

令和6年12月5日提出

釧路市長 鶴間 秀典

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
患 者 給 食 業 務 委 託 費	令 和 7 年 度 从 令 和 11 年 度 未 だ	<small>千円</small> 85,800千円に必要とする 当該年度の予算で措置する 給食材料費を加えた額

債務負担行為に関する調書補正

区分	事項	限度額		負担額		前年度の 未だの 支出見込額	当該年度支出		翌年度以降の支出		予 定 額
		期 間	金 額	期 間	金 額		左の財源 特定財源	金額	左の財源 特定財源	金額	
追 加	患者給食業務委託費	令7～令11	千円 85,800千円に 必要とする当 該年度の予算 で措置する給 食材料費を加 えた額	令7～令11	千円 85,800千円に 必要とする当 該年度の予算 で措置する給 食材料費を加 えた額	-	-	-	-	千円 入院収入 85,800千円 に必要とす る当該年度 の予算で措 置する給食 材料費を加 えた額	千円 0
補正前	合 計	-	106,700	-	101,046	80,191	23,809	19,176	13,900	0	13,900
補正後			192,500		186,846						

(注) 限度額、負担額及び翌年度以降の支出予定額の合計欄は、給食材料費を除いて集計した。

議案第 1 1 0 号

令和 6 年度釧路市動物園事業特別会計補正予算

令和 6 年度釧路市の動物園事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,390 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 629,889 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 1 2 月 5 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 動物園事業収入		千円 627,499	千円 2,390	千円 629,889
	4 寄附金	919	2,390	3,309
歳入合計		627,499	2,390	629,889

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 動物園事業費		千円 627,499	千円 2,390	千円 629,889
	1 事業費	608,688	2,390	611,078
歳出合計		627,499	2,390	629,889

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

項	補正前の額	補正額	計
4 寄附金	千円 919	千円 2,390	千円 3,309
歳入合計	627,499	2,390	629,889

(歳出)

項	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				国道支出金	市債	その他	一般財源
1 事業費	千円 608,688	千円 2,390	千円 611,078	千円 0	千円 0	千円 2,390	千円 0
歳出合計	627,499	2,390	629,889	0	0	2,390	0

2. 歳入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 動物園事業収入	627,499	2,390	629,889			
4 寄附金	919	2,390	3,309			
1 寄附金	919	2,390	3,309	1 動物園事業寄附金	2,390	動物園整備基金積立金 2,390
歳 入 合 計	627,499	2,390	629,889			

3. 歳出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 動物園事業費	627,499	2,390	629,889	特定財源 2,390			
1 事業費	608,688	2,390	611,078	特定財源 2,390			
1 管理費	608,688	2,390	611,078	特定財源 2,390	24 積立金	2,390	動物園整備基金積立金 2,390
				[内訳] 寄附金 2,390			
歳出合計	627,499	2,390	629,889	特定財源 2,390			

議案第111号

令和6年度釧路市病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和6年度釧路市病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和6年度釧路市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収		入	
第1款 病院事業収益	20,210,289千円	800,000千円	21,010,289千円
第1項 医業収益	18,050,037千円	800,000千円	18,850,037千円
支		出	
第1款 病院事業費用	20,181,817千円	798,975千円	20,980,792千円
第1項 医業費用	19,606,574千円	800,000千円	20,406,574千円
第2項 医業外費用	278,268千円	△1,025千円	277,243千円

(債務負担行為)

第3条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり補正する。

区 分	事 項	期 間	限 度 額
追 加	検体検査業務委託費	令和7年度から 令和8年度まで	必要とする当該年度の 予算で措置する額

(たな卸資産購入限度額)

第4条 予算第10条中「3,487,883千円」を「3,987,883千円」に改める。

令和6年12月5日提出

釧路市長 鶴間 秀典

令和6年度釧路市病院事業会計補正予算実施計画

収益の収入及び支出

収入

		(単位:千円)				
款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 病院事業収	1 医業収益		20,210,289	800,000	21,010,289	
			18,050,037	800,000	18,850,037	
		1 入院収益	12,509,280	300,000	12,809,280	
		2 外来収益	5,368,000	500,000	5,868,000	

支出

		(単位:千円)				
款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 病院事業費	1 医業費用		20,181,817	798,975	20,980,792	
			19,606,574	800,000	20,406,574	
		2 材料費	5,459,647	800,000	6,259,647	薬品費 500,000 診療材料費 300,000
			278,268	△ 1,025	277,243	
2 医業外費用	5 消費税及び地方消費税		16,362	△ 1,025	15,337	消費税及び地方消費税 △ 1,025

令和6年度釧路市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書補正

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位 千円)

(間接法により作成)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	33,034
減価償却費	1,176,706
固定資産除却費	25,800
有形固定資産売却損益(△は益)	1
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△ 74,411
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 2,000
長期前受金戻入額	△ 181,830
修学資金給与費	36,840
長期前払消費税の増減額(△は増加)	△ 99,075
受取利息及び受取配当金	△ 11
支払利息	105,858
未収金の増減額(△は増加)	161,916
貯蔵品の増減額(△は増加)	1,000
前払金の増減額(△は増加)	1,040
未払金の増減額(△は減少)	260,195
未払費用の増減額(△は減少)	△ 5,948
預り金の増減額(△は減少)	4,364
小計	1,443,479
利息及び配当金の受取額	11
利息の支払額	△ 105,858
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,337,632

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 2,100,191
有形固定資産の売却による収入	1
国庫補助金等の返還による支出	△ 300
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	100,000
修学資金の貸付による支出	△ 63,768
修学資金の返還による収入	7,410
基金の積立による支出	△ 10
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,056,858

3	財務活動によるキャッシュ・フロー		
	一時借入れによる収入	2,000,000	
	一時借入金の返済による支出	△ 2,000,000	
	建設改良費等の財源に充てられたための企業債による収入	2,210,200	
	建設改良費等の財源に充てられたための企業債の償還による支出	△ 1,110,862	
	寄附金による収入	1	
	財務活動によるキャッシュ・フロー		<u>1,099,339</u>
4	資金増加額		380,113
5	資金期首残高		5,244,641
6	資金期末残高		<u>5,624,754</u>

令和6年度釧路市病院事業予定貸借対照表補正

(令和7年3月31日)

(単位 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部		資 本 の 部	
固定有形資産	34,482,384	流動資産	5,624,754	資本金	1,288,219
減価償却累計額	△ 23,240,919	現金預金	3,113,331	剰余金	
有形固定資産合計	11,241,465	貸倒引当金	3,106,631	本剰余金	89,446
無形固定資産	4,478	蔵品	87,811	受贈財産評価額	18,368
電話加入権	267,221	その他流動資産	44,000	寄附金	1,783
無形固定資産合計	4,478	流動資産合計	8,863,196	資本剰余金合計	109,597
投資その他の資産	1,365	流動負債	9,058,165	当年度未処分利益剰余金	2,645,683
長期貸付金	20,172	業債	3,392,369	利益剰余金合計	2,755,280
長期前払消費税	589,843	引当金	3,392,369	剰余金合計	4,043,499
投資その他の資産合計	878,601	引当金合計	3,392,369	負債資本合計	20,987,740
固定資産合計	12,124,544	固定負債	1,201,774		
流動資産		流動負債			
現金預金		業債			
貸倒引当金		建設改良費等の財源に充てるための企業債			
蔵品		企業債合計			
その他流動資産		引当金			
流動資産合計		退職給付引当金			
		引当金合計			
		固定負債合計			
		流動負債			
		業債			
		建設改良費等の財源に充てるための企業債			
		企業債合計			
		引当金			
		引当金合計			
		固定負債合計			
		流動負債			
		業債			
		建設改良費等の財源に充てるための企業債			
		企業債合計			
		引当金			
		引当金合計			
		固定負債合計			
		流動負債			
		業債			
		建設改良費等の財源に充てるための企業債			
		企業債合計			
		引当金			
		引当金合計			
		固定負債合計			
		流動負債			
		業債			
		建設改良費等の財源に充てるための企業債			
		企業債合計			
		引当金			
		引当金合計			
		固定負債合計			
		流動負債			
		業債			
		建設改良費等の財源に充てるための企業債			
		企業債合計			
		引当金			
		引当金合計			
		固定負債合計			
		流動負債			
		業債			
		建設改良費等の財源に充てるための企業債			
		企業債合計			
		引当金			
		引当金合計			
		固定負債合計			
		流動負債			
		業債			
		建設改良費等の財源に充てるための企業債			
		企業債合計			
		引当金			
		引当金合計			
		固定負債合計			
		流動負債			
		業債			
		建設改良費等の財源に充てるための企業債			
		企業債合計			
		引当金			
		引当金合計			
		固定負債合計			
		流動負債			
		業債			
		建設改良費等の財源に充てるための企業債			
		企業債合計			
		引当金			
		引当金合計			
		固定負債合計			
		流動負債			
		業債			
		建設改良費等の財源に充てるための企業債			
		企業債合計			
		引当金			
		引当金合計			
		固定負債合計			
		流動負債			
		業債			
		建設改良費等の財源に充てるための企業債			
		企業債合計			
		引当金			
		引当金合計			
		固定負債合計			
		流動負債			
		業債			
		建設改良費等の財源に充てるための企業債			
		企業債合計			
		引当金			
		引当金合計			
		固定負債合計			
		流動負債			
		業債			
		建設改良費等の財源に充てるための企業債			
		企業債合計			
		引当金			
		引当金合計			
		固定負債合計			
		流動負債			
		業債			
		建設改良費等の財源に充てるための企業債			
		企業債合計			
		引当金			
		引当金合計			
		固定負債合計			
		流動負債			
		業債			
		建設改良費等の財源に充てるための企業債			
		企業債合計			
		引当金			
		引当金合計			
		固定負債合計			
		流動負債			
		業債			
		建設改良費等の財源に充てるための企業債			
		企業債合計			
		引当金			
		引当金合計			
		固定負債合計			
		流動負債			
		業債			
		建設改良費等の財源に充てるための企業債			
		企業債合計			
		引当金			
		引当金合計			
		固定負債合計			
		流動負債			
		業債			
		建設改良費等の財源に充てるための企業債			
		企業債合計			
		引当金			
		引当金合計			
		固定負債合計			
		流動負債			
		業債			
		建設改良費等の財源に充てるための企業債			
		企業債合計			
		引当金			
		引当金合計			
		固定負債合計			
		流動負債			
		業債			
		建設改良費等の財源に充てるための企業債			
		企業債合計			
		引当金			
		引当金合計			
		固定負債合計			
		流動負債			
		業債			
		建設改良費等の財源に充てるための企業債			
		企業債合計			
		引当金			
		引当金合計			
		固定負債合計			
		流動負債			
		業債			
		建設改良費等の財源に充てるための企業債			
		企業債合計			
		引当金			
		引当金合計			
		固定負債合計			
		流動負債			
		業債			
		建設改良費等の財源に充てるための企業債			
		企業債合計			
		引当金			
		引当金合計			
		固定負債合計			
		流動負債			
		業債			
		建設改良費等の財源に充てるための企業債			
		企業債合計			
		引当金			
		引当金合計			
		固定負債合計			
		流動負債			
		業債			
		建設改良費等の財源に充てるための企業債			
		企業債合計			
		引当金			
		引当金合計			
		固定負債合計			
		流動負債			
		業債			
		建設改良費等の財源に充てるための企業債			
		企業債合計			
		引当金			
		引当金合計			
		固定負債合計			
		流動負債			
		業債			
		建設改良費等の財源に充てるための企業債			
		企業債合計			
		引当金			
		引当金合計			
		固定負債合計			
		流動負債			
		業債			
		建設改良費等の財源に充てるための企業債			
		企業債合計			
		引当金			
		引当金合計			
		固定負債合計			
		流動負債			
		業債			
		建設改良費等の財源に充てるための企業債			
		企業債合計			
		引当金			
		引当金合計			
		固定負債合計			
		流動負債			
		業債			
		建設改良費等の財源に充てるための企業債			
		企業債合計			
		引当金			
		引当金合計			
		固定負債合計			
		流動負債			
		業債			
		建設改良費等の財源に充てるための企業債			
		企業債合計			
		引当金			
		引当金合計			
		固定負債合計			
		流動負債			
		業債			
		建設改良費等の財源に充てるための企業債			
		企業債合計			
		引当金			
		引当金合計			
		固定負債合計			
		流動負債			
		業債			
		建設改良費等の財源に充てるための企業債			
		企業債合計			
		引当金			
		引当金合計			
		固定負債合計			
		流動負債			
		業債			
		建設改良費等の財源に充てるための企業債			
		企業債合計			
		引当金			
		引当金合計			
		固定負債合計			
		流動負債			
		業債			
		建設改良費等の財源に充てるための企業債			
		企業債合計			
		引当金			
		引当金合計			
		固定負債合計			
		流動負債			
		業債			
		建設改良費等の財源に充てるための企業債			
		企業債合計			
		引当金			
		引当金合計			
		固定負債合計			
		流動負債			
		業債			
		建設改良費等の財源に充てるための企業債			
		企業債合計			
		引当金			
		引当金合計			
		固定負債合計			
		流動負債			

注記

I 重要な会計方針

- 1 たな卸資産の評価基準及び評価方法
貯蔵品 先入先出法による原価法
- 2 固定資産の減価償却の方法
(1) 有形固定資産(リース資産を除く)
・ 減価償却の方法
定額法による。
・ 主な耐用年数
建築物 10～47年
構築物 10～50年
器械備品 4～10年
車両 6年
- (2) リース資産
・ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用している。
・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。
- 3 引当金の計上方法
(1) 貸倒引当金
債権の不納欠損による損失に備えるため、当事業年度末における回収不能見込み額を計上している。
(2) 退職給付引当金
職員の退職手当の支給に備えるため、当事業年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。高等看護学院については、一般会計がその全部を負担することとなっているため、計上していない。
(3) 賞与引当金
職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。高等看護学院については、一般会計がその全部を負担することとなっているため、計上していない。
(4) 法定福利費引当金
職員の期末・勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当事業年度末における支出見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。高等看護学院については、一般会計がその全部を負担することとなっているため、計上していない。
4 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を行っている。なお、控除対象外消費税等については、当事業年度の費用として処理している。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等については、長期前払消費税勘定に計上し、償却を行っている。

II 予定貸借対照表等関連

- 1 企業債の償還に係る他会計の負担
貸借対照表に計上されている企業債(当事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものを含む。)のうち、「病院事業に対する繰出基準」に基づき、一般会計が負担すると見込まれる額は5,129,969千円である。

III セグメント情報の開示

- 1 報告セグメントの概要
鉦路市病院事業会計は、市立鉦路総合病院及び高等看護学院を運営していることから、この2つを報告セグメントとしている。
なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。

事業区分	事業の内容
市立鉦路総合病院	病院
高等看護学院	看護師養成

- 2 報告セグメントごとの営業収益等

前年度(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

	市立鉦路総合病院	高等看護学院	合計
医業収益	16,620,059	0	16,620,059
医業費用	18,283,732	0	18,283,732
医業損益	△ 1,663,673	0	△ 1,663,673
経常損益	△ 487,926	1,554	△ 486,372
セグメント資産	19,753,297	0	19,753,297
セグメント負債	15,742,832	0	15,742,832
その他の項目			
他会計繰入金	1,380,000	69,121	1,449,121
減価償却費	1,340,641	0	1,340,641
特別利益	80,171	0	80,171
特別損失	192,080	0	192,080
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	△ 735,542	0	△ 735,542

当年度(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

	市立鉦路総合病院	高等看護学院	合計
セグメント資産	20,987,740	0	20,987,740
セグメント負債	16,944,241	0	16,944,241
その他の項目			
他会計繰入金	1,380,000	73,247	1,453,247
減価償却費	1,176,706	0	1,176,706
特別利益	120,001	0	120,001
特別損失	178,801	0	178,801
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	897,683	0	897,683

IV その他

- 1 貸倒引当金の取り崩し
当事業年度において、不納欠損処分をするため貸倒引当金8,700千円を取り崩す。
- 2 退職給付引当金の取り崩し
当事業年度において、退職手当を支給するため退職給付引当金335,644千円を取り崩す。
- 3 賞与引当金、法定福利費引当金の取り崩し
当事業年度において、期末・勤勉手当を支給するため賞与引当金483,496千円を取り崩し、これに係る法定福利費引当金92,736千円を取り崩す。

議案第 1 1 2 号

令和 6 年度釧路市水道事業会計補正予算

(総則)

第 1 条 令和 6 年度釧路市水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第 2 条 令和 6 年度釧路市水道事業会計予算第 5 条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり補正する。

区 分	事 項	期 間	限 度 額
追 加	愛国浄水場運転管理業務委託費	令和 7 年度から 令和 11 年度まで	367,774 千円
	貝塚送配水ポンプ場維持管理業務委託費	令和 7 年度から 令和 11 年度まで	199,012 千円
	浄水汚泥処理施設運転管理業務委託費	令和 7 年度から 令和 11 年度まで	66,330 千円
	上下水道部庁舎清掃業務委託費	令和 7 年度から 令和 9 年度まで	8,789 千円

令和 6 年 1 2 月 5 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

議案第113号

令和6年度釧路市公設地方卸売市場事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和6年度釧路市公設地方卸売市場事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度釧路市公設地方卸売市場事業会計予算第9条を第10条とし、第5条から第8条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
施設管理運営委託費	令和7年度から 令和11年度まで	必要とする当該年度 の予算で措置する額

令和6年12月5日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

正 補 書 調 査 関 係 行 為 担 負 債

区分	事項	限度額	負担額	前年度の発生		年度末義達見込み		当該年度発生		左の財源内訳		翌年度発生		以降の義務額		左の財源内訳	
				期間	金額	金額	金額	市場収	事業益	期間	金額	市場収	事業益				
追加	施設管理運営委託費	千円 必要とする当該年度の予算で措置する額	千円 必要とする当該年度の予算で措置する額	千円	—	千円	—	千円	—	千円	—	令7~令11	千円	千円	千円	市場収 必要とする当該年度の予算で措置する額	千円 事業益 必要とする当該年度の予算で措置する額

議案第 1 1 4 号

令和 6 年度釧路市港湾整備事業会計補正予算

(総則)

第 1 条 令和 6 年度釧路市港湾整備事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第 2 条 令和 6 年度釧路市港湾整備事業会計予算第 5 条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり補正する。

区 分	事 項	期 間	限 度 額
追 加	庁舎清掃業務委託費	令和 7 年度から 令和 9 年度まで	7,707 千円

令和 6 年 1 2 月 5 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

債 務 負 担 行 為 に 関 する 調 査 補 正

区 分	事 項	限 度 額	負 担 額	前 年 度 支 生 期 間		前 年 度 支 生 期 間		翌 年 支 生 期 間	左 財 源 内 訳	左 財 源 内 訳	降 務 額	以 義 定 金 額	度 払 予 金 額	
				期 間	金 額	期 間	金 額							
追 加	庁舎清掃業務委託費	千円	千円	—	—	—	—	令7~令9	施設、運営等	施設、運営等	千円	千円	千円	
		7,707	7,707	—	—	—	—	令7~令9	—	—	7,707	7,707	7,707	
補正前	合 計	332,655	330,797	—	—	—	—	—	施設、運営等	施設、運営等	135,853	135,853	135,853	
		340,362	338,504	—	—	—	—	—	93,666	93,666	—	—	—	
補正後													143,560	143,560

議案第 1 1 5 号

釧路市宿泊税条例

(宿泊税)

第 1 条 市は、観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号。以下「法」という。）第 5 条第 7 項の規定に基づき、宿泊税を課する。

(定義)

第 2 条 この条例で使用する用語の意義は、次に掲げるものを除くほか、法及び釧路市税条例（平成 1 7 年釧路市条例第 7 5 号）で使用する用語の例による。

- (1) 旅館業 旅館業法（昭和 2 3 年法律第 1 3 8 号）第 3 条第 1 項の許可を受けて営む同法第 2 条第 2 項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第 3 項に規定する簡易宿所営業をいう。
- (2) 住宅宿泊事業 住宅宿泊事業法（平成 2 9 年法律第 6 5 号）第 3 条第 1 項の届出をして営む同法第 2 条第 3 項に規定する住宅宿泊事業をいう。
- (3) 宿泊施設 旅館業に係る施設又は住宅宿泊事業に係る住宅をいう。
- (4) 宿泊 寝具を使用して宿泊施設を利用することをいう。
- (5) 宿泊料金 宿泊の対価として支払うべき金額であって規則で定めるものをいう。

(納税義務者等)

第 3 条 宿泊税は、宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、その宿泊者に課する。

(課税免除)

第 4 条 次に掲げる者に対しては、宿泊税を課さない。

- (1) 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条に規定する学校（大学

を除く。)の幼児、児童、生徒又は学生であって、当該学校が主催する修学旅行その他学校行事に参加している者

(2) 次に掲げる施設の満3歳以上の幼児であって、当該施設が主催する行事(当該施設全体又は3月31日における年齢で区分した集団ごとで実施されるものに限る。)に参加している者

ア 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業若しくは同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設又は同法第39条第1項に規定する保育所又は認可外保育施設(同法第59条の2の規定による届出が行われた施設をいう。)

(3) 前2号に規定する行事の引率者

(税率)

第5条 宿泊税の税率は、宿泊者1人1泊につき200円とする。

(徴収の方法)

第6条 宿泊税は、特別徴収の方法によって徴収する。

(特別徴収義務者)

第7条 宿泊税の特別徴収義務者(以下単に「特別徴収義務者」という。)

は、宿泊施設の経営者とする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、宿泊税の徴収について便宜を有する者を特別徴収義務者として指定することができる。

3 前2項の特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者に係る宿泊施設における宿泊者が納付すべき宿泊税を徴収しなければならない。

(申告納入の手続等)

第8条 特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月1日から同月末日までに徴収すべき宿泊税に係る宿泊の件数、宿泊税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出し、及び当該納入申告書に係る納入金を納入書によって納入しなければならない。

2 特別徴収義務者は、前項の規定により納入すべき宿泊税額が規則で定める金額以下であることその他の規則で定める要件に該当する者として規則で定めるところにより市長の承認を受けた場合には、同項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間において徴収すべき宿泊税に係る宿泊の件数、宿泊税額その他必要な事項を記載した納入申告書を、同表の右欄に掲げる日まで（宿泊施設の経営を1か月以上休止しようとする場合又は廃止した場合には、その休止しようとする日又は廃止した日までに徴収すべき宿泊税について、その日から1か月以内）に、市長に提出するとともに、当該納入申告書に係る納入金を納入しなければならない。

1 2月1日から2月末日まで	3月末日
3月1日から5月末日まで	6月末日
6月1日から8月末日まで	9月末日
9月1日から11月末日まで	12月末日

3 市長は、前項の承認を受けた特別徴収義務者が同項に規定する要件に該当しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

（特別徴収義務者としての登録等）

第9条 宿泊施設を経営しようとする者は、当該宿泊施設の経営を開始する日前5日（特別徴収義務者として指定された者は当該指定の通知を受けた日後10日）までに、宿泊施設ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出し、特別徴収義務者としての登録を申請しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人にあつてはその代表者の氏名
- (2) 宿泊施設の名称及び所在地
- (3) 客室数その他設備の概要

(4) 経営開始予定年月日（第7条第2項の規定により特別徴収義務者として指定された者にあつては、当該指定の通知を受けた日）

(5) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の申請を受理した場合には、当該申請をした者を特別徴収義務者として登録するとともに、当該特別徴収義務者に対しその旨を通知するものとする。

3 前項の規定により登録を受けた特別徴収義務者は、登録を受けた事項に異動があった場合は、遅滞なく、規則で定める登録変更申請書を市長に提出し、登録の変更を申請しなければならない。

4 第2項の規定は、前項の規定による変更の申請があった場合について準用する。

5 特別徴収義務者は、当該宿泊施設の経営を1か月以上休止しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

6 前項の規定による届出をした者であつて、当該届出に係る休止期間を定めなかったものは、当該宿泊施設の経営を再開しようとするときは、再開までに、その旨を市長に届け出なければならない。

7 特別徴収義務者は、当該宿泊施設の経営を廃止したときは、廃止の日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

（納税管理人）

第10条 特別徴収義務者は、市内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合においては、市の区域内に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に納税管理人申告書を市長に提出し、又は市の区域外に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を市長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しよ

うとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から10日を経過した日とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者に係る宿泊税の徴収の確保に支障がないことについて市長に申請書を提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請書に記載した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(納税管理人に係る不申告に関する過料)

第11条 前条第2項の認定を受けていない特別徴収義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。
- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第12条 市長は、特別徴収義務者が宿泊料金及び宿泊税の全部若しくは一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した宿泊税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があると認める場合には、当該特別徴収義務者の申請により、その宿泊税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、その宿泊税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。

- 2 前項の規定による徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を申請する特別徴収義務者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を必要とする理由を証明すべき書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) 特別徴収義務者の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人にあってはその代表者の氏名

(2) 宿泊税を受け取ることができなくなった事由及びその金額の明細又は徴収した宿泊税額を失った事由及びその金額の明細

(3) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、第1項の規定により宿泊税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。

4 市長は、第1項の申請があった場合には、同項又は前項に規定する措置をとるかどうかについて、その申請を受理した日から60日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(不足金額等の納入の手續)

第13条 特別徴収義務者は、法第733条の16第4項、第733条の18第8項又は第733条の19第5項の規定による通知を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知で指定する納期限までに、納入書によって納入しなければならない。

(特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等)

第14条 特別徴収義務者は、宿泊施設ごとに帳簿を備え付け、次に掲げる事項を記載し、及び当該帳簿を第8条第1項又は第2項の規定により納入申告書を提出すべき期限（次項において「提出期限」という。）の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(1) 宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額

(2) その他市長が必要と認める事項

2 特別徴収義務者は、次に掲げる書類を作成し、当該書類を提出期限の翌日から起算して2年を経過する日まで保存しなければならない。

(1) 宿泊の際に作成される売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊料

金、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額が記載されているもの

(2) その他市長が必要と認める書類

(関係帳簿等の電磁的記録による保存等)

第15条 特別徴収義務者は、前条第1項の規定により備付け及び保存をしなければならない帳簿（以下「関係帳簿」という。）の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係帳簿に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

2 特別徴収義務者は、前条第2項の規定により保存をしなければならない書類（以下「関係書類」という。）の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。

3 前項に規定するもののほか、特別徴収義務者は、関係書類の全部又は一部について、当該関係書類に記載されている事項を規則で定める装置により電磁的記録に記録する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。この場合において、当該関係書類に係る電磁的記録の保存が当該規則で定めるところに従って行われていないとき（当該関係書類の保存が行われている場合を除く。）は、当該特別徴収義務者は、当該電磁的記録を保存すべき期間その他の規則で定める要件を満たして当該電磁的記録を保存しなければならない。

(関係帳簿等の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)

第16条 特別徴収義務者は、関係帳簿の全部又は一部について、自己が最

初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。）による保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

2 特別徴収義務者は、関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。

3 前条第1項の規定により関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えている特別徴収義務者又は同条第2項の規定により関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えている特別徴収義務者は、規則で定める場合には、当該関係帳簿又は当該関係書類の全部又は一部について、規則で定めるところにより、当該関係帳簿又は当該関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係帳簿又は当該関係書類に係る電磁的記録の保存に代えることができる。

（市税に関する条例等の規定の適用）

第17条 第15条各項又は前条各項のいずれかに規定する規則で定めるところに従って備付け及び保存が行われている関係帳簿又は保存が行われている関係書類に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対する市税に関する条例又は規則の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを当該関係帳簿又は当該関係書類とみなす。

（間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税）

第18条 宿泊税は、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の22の4第6号及び第6条の22の9第4号に規定する条例で指定する

法定外目的税とする。

(減免)

第19条 市長は、天災その他特別の事情がある場合において、宿泊税の減免を必要とすると認める者に限り、宿泊税を減免する。

(賦課徴収の方法の特例、道宿泊税に係る督促等)

第20条 北海道が市内の宿泊施設において宿泊料金を受けて行われる宿泊に対して課する税(以下この条において「道宿泊税」という。)がある場合は、法第20条の3第1項ただし書第2号の規定に基づき、道宿泊税に係る賦課徴収を宿泊税の賦課徴収と併せて行うものとする。

2 市長は、道宿泊税について、宿泊税と併せて督促状を発し、滞納処分をし、及び交付要求をするものとする。

(賦課徴収)

第21条 宿泊税の賦課徴収については、法令又はこの条例に定めるもののほか、釧路市税条例の定めるところによる。この場合において、同条例第19条の2第1項中「この条例」とあるのは、「この条例若しくは釧路市宿泊税条例(令和6年釧路市条例第 号)」とする。

(釧路市行政手続条例の適用除外に係る釧路市税条例の準用)

第22条 この条例に基づく処分及び行政指導については、釧路市税条例第5条の規定を準用する。

(帳簿の記載義務違反等に関する罪)

第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第14条第1項の規定により帳簿に記載すべき事項について記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は同項の帳簿を隠匿した者
- (2) 第14条第1項の規定に違反して同項の帳簿を5年間保存しなかった者
- (3) 第14条第2項の規定により作成すべき書類について作成をせず、若しくは虚偽の書類を作成し、又は同項の書類を隠匿した者

(4) 第14条第2項の規定に違反して同項の書類を2年間保存しなかった者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、法第731条第2項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して1年3か月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、附則第3項から第8項までの規定は、同日前の規則で定める日から施行する。

(適用区分)

2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の宿泊（施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く。）について適用する。

(準備行為)

3 特別徴収義務者の指定、納税管理人に係る承認その他宿泊税を徴収するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

(経過措置)

4 附則第1項ただし書に規定する日において現に宿泊施設を営んでいる者又は同日から施行日の前日までの間において宿泊施設の経営を開始する者は、施行日の前日から起算して5日前までに、第9条第1項の規定の例により特別徴収義務者としての登録を申請しなければならない。

5 施行日から起算して5日を経過する日までの間において宿泊施設の経営を開始する者は、第9条第1項の規定にかかわらず、その経営を開始する日の5日前までに、同項の規定の例により特別徴収義務者としての登録を

申請しなければならない。

6 前2項の規定により行われた申請は、第9条第1項の規定により行われたものとみなす。

7 前項の規定にかかわらず、附則第4項又は第5項の規定による申請をした者は、施行日までに当該申請により登録を受けた事項に異動があった場合は、第9条第3項の規定の例により登録の変更を申請しなければならない。

8 附則第4項の申請をした者は、施行日の前日までに当該申請に係る宿泊施設の経営を廃止したときは、同日までにその旨を市長に届け出なければならない。

(検討)

9 市長は、この条例の施行後5年ごとに、社会経済情勢の推移等を勘案し、この条例について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

令和6年12月5日提出

釧路市長 鶴間 秀典

(説明)

宿泊税を導入することに伴い、その目的、課税客体、税率等について定めたく、本案を提出するものである。

議案第 1 1 6 号

釧路市税条例の一部を改正する条例

釧路市税条例（平成 1 7 年釧路市条例第 7 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 2 条の表を次のように改める。

入湯客の区分	税率
(1) 一般の宿泊者（次号に掲げる者を除く。） 1 人 1 泊	3 0 0 円
(2) 国際観光ホテル整備法（昭和 2 4 年法律第 2 7 9 号） 第 3 3 条第 1 項に規定する登録ホテル等以外の施設の一 般の宿泊者 1 人 1 泊	1 5 0 円
(3) 一般の日帰り者 1 人 1 日	9 0 円
(4) 修学旅行の学生生徒で 1 0 人以上の団体に 1 人 1 泊	7 0 円
(5) 修学旅行の学生生徒で 1 0 人以上の団体に日帰り者 1 人 1 日	4 0 円

第 1 4 4 条第 3 項中「1 5 日」を「末日」に改める。

附則中第 2 4 条を削り、第 2 5 条を第 2 4 条とし、第 2 6 条を第 2 5 条とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 4 4 条第 3 項の改正規定は、釧路市宿泊税条例（令和 6 年釧路市条例第 号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日からこの条例の施行の日にかけての宿泊に係る入湯税の税率については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第 1 4 4 条第 3 項の規定は、附則第 1 項ただし書に規定する規定の施行の日以後に徴収すべき入湯税に係る納入申告書の提出及び納入金の納入について適用し、同日前に徴収すべき入湯税に係る納入申告書の提

出及び納入金の納入については、なお従前の例による。

令和6年12月5日提出

釧路市長 鶴間 秀典

(説明)

入湯税の超過課税の恒久化及び税率の改定等に伴い、所要の改正をいたしたく、本案を提出するものである。

議案第 1 1 7 号

釧路市基金条例の一部を改正する条例

釧路市基金条例（平成 1 7 年釧路市条例第 7 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(28) 釧路市宿泊税基金（以下「宿泊税基金」という。） 釧路市宿泊税条例（令和 6 年釧路市条例第 号）第 1 条に規定する費用に係る資金に充てる。

第 3 条中第 2 8 項を第 2 9 項とし、第 2 7 項を第 2 8 項とし、第 2 6 項の次に次の 1 項を加える。

2 7 宿泊税基金に積み立てる額は、釧路市宿泊税条例に規定する宿泊税の収入のうち、釧路市一般会計予算に定める額とする。

第 4 条中「及び森林環境整備基金」を「、森林環境整備基金及び宿泊税基金」に改める。

第 7 条に次の 1 項を加える。

2 7 宿泊税基金は、釧路市宿泊税条例第 1 条に規定する費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

附 則

この条例は、釧路市宿泊税条例（令和 6 年釧路市条例第 号）の施行の日から施行する。

令和 6 年 1 2 月 5 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

（説明）

観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他持続可

能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、宿泊税の収入を積み立てる釧路市宿泊税基金を設置いたしたく、本案を提出するものである。

議案第 1 1 8 号

釧路市観光振興臨時基金条例の一部を改正する条例

釧路市観光振興臨時基金条例（平成 2 6 年釧路市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

釧路市入湯税基金条例

第 1 条中「釧路市観光振興臨時基金」を「釧路市入湯税基金」に改める。

第 2 条中「附則第 2 4 条の表第 1 号」を「第 1 4 2 条の表第 1 号」に、「2 5 0 分の 1 0 0」を「3 0 0 分の 1 5 0」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、釧路市税条例の一部を改正する条例（令和 6 年釧路市条例第 号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に課し、又は課すべきであった入湯税に係る納入金等についての改正後の第 2 条の規定の適用については、同条中「税条例第 1 4 2 条の表第 1 号」とあるのは「釧路市税条例の一部を改正する条例（令和 6 年釧路市条例第 号）による改正前の税条例附則第 2 4 条の表第 1 号」と、「3 0 0 分の 1 5 0」とあるのは「2 5 0 分の 1 0 0」とする。

令和 6 年 1 2 月 5 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

（説明）

入湯税の超過課税に係る税率の改定等に伴い、基金として積み立てる額を

変更する等の所要の改正をいたしたく、本案を提出するものである。

議案第 1 1 9 号

釧路市高齢者生きがい交流プラザ条例の一部を改正する条例

釧路市高齢者生きがい交流プラザ条例（平成 1 7 年釧路市条例第 1 1 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「5 4 0 円」を「5 5 0 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

令和 6 年 1 2 月 5 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

（説明）

公衆浴場料金を勘案し、展望浴室の使用料を改定いたしたく、本案を提出するものである。

議案第 1 2 0 号

釧路市学校給食センター条例の一部を改正する条例

釧路市学校給食センター条例（平成 1 7 年釧路市条例第 2 4 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（位置）

第 2 条 センターは、釧路市貝塚 3 丁目 7 番 2 2 号に置く。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 1 2 月 5 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

（説明）

新たな学校給食センターの設置等に伴い、所要の改正をいたしたく、本案を提出するものである。

議案第 1 2 1 号

釧路市公設地方卸売市場の指定管理者の指定の件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

記

1 公の施設の名称

釧路市公設地方卸売市場

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

ふたみ青果株式会社

釧路市新富士町 6 丁目 1 番地

3 指定管理者の行う業務

- (1) 施設の設置目的を達成するための事業の実施に関する業務
- (2) 施設の使用料の収受に関する業務
- (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) その他市長が定める業務

4 指定期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

令和 6 年 1 2 月 5 日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

(説明)

釧路市公設地方卸売市場の指定管理者を指定することについて、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を得たく、本案を提出するものである。

(参考)

地方自治法抜粋

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 (1、2項略)

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

(4、5項略)

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(以下略)

釧路市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例抜粋

(指定管理者の指定の議決事項)

第6条 第5条第1項の議決に係る議案には、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称
- (2) 指定管理者に管理を行わせようとする業務の範囲
- (3) 指定管理者となるものの名称及び主たる事務所の所在地
- (4) 指定管理者の指定の期間

議案第122号

インフォメーションセンター丹頂の里等の指定管理者の指定の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

記

1 公の施設の名称及び指定管理者の行う業務

公の施設の名称	指定管理者の行う業務
インフォメーションセンター丹頂の里	(1) 施設の使用の承認に関する業務 (2) 施設の設置目的を達成するための事業の実施に関する業務 (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務 (4) その他市長が定める業務
釧路市阿寒町サイクリングターミナル 釧路市阿寒町丹頂の里保養センター 野営場等林間休養施設 レクリエーション農園 野外運動施設 地域資源活用工房	(1) 施設の利用の承認に関する業務 (2) 施設の設置目的を達成するための事業の実施に関する業務 (3) 施設の利用に係る料金の収受に関する業務 (4) 施設及び設備の維持管理に関する業務 (5) その他市長が定める業務
自然休養村管理センター 植樹等景観施設 環境保全施設（駐車場） 炭砒と鉄道館 ふれあい広場	(1) 施設の利用の承認に関する業務 (2) 施設の設置目的を達成するための事業の実施に関する業務 (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務 (4) その他市長が定める業務
釧路市阿寒国際ツルセンター	(1) 施設の設置目的を達成するための事業の実施に関する業務 (2) 施設の利用に係る料金の収受に関する業務 (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務 (4) その他教育委員会が定める業務

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社阿寒町観光振興公社

釧路市阿寒町上阿寒23線38番地

3 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年12月5日提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

(説明)

インフォメーションセンター丹頂の里等の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を得たく、本案を提出するものである。

議案第 1 2 3 号

釧路市功労者表彰について同意を求める件

次の者を、釧路市功労者表彰条例（平成 1 7 年釧路市条例第 4 号）に基づき表彰いたしたいので、議会の同意を得たい。

記

大 澤 恵 介

令和 6 年 1 2 月 5 日 提出

釧路市長 鶴 間 秀 典

（参考）

釧路市功労者表彰条例抜粋

（被表彰者）

第 2 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の中から適当と認める者を、議会の同意を得て、釧路市功労者としてこれを表彰する。

（1 号 略）

（2）市長又は市議会議員として満 1 2 年以上勤務した者又は満 1 0 年以上勤務して在職中死亡した者

（3、4 号 略）

報告第3号

専決処分報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので報告し、承認を求める。

記

令和6年度釧路市一般会計補正予算

（別記）

令和6年12月5日提出

釧路市長 鶴間秀典

（説明）

衆議院議員選挙執行経費について、ここに報告のとおり専決処分をしたので承認を求めたく、本案を提出するものである。

（参考）

地方自治法抜粋

（長の専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。（ただし書略）

（2項略）

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

（4項略）

(別 記)

令和 6 年度釧路市一般会計補正予算

令和 6 年度釧路市の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 0 2 , 2 4 6 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 1 0 6 , 0 4 0 , 3 0 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16 道支出金		千円 6,301,342	千円 102,234	千円 6,403,576
	3 道委託金	333,095	102,234	435,329
21 諸収入		3,651,902	12	3,651,914
	5 雑入	1,014,909	12	1,014,921
歳入合計		105,938,055	102,246	106,040,301

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 10,089,023	千円 102,246	千円 10,191,269
	3 選挙費	130,854	102,246	233,100
歳出合計		105,938,055	102,246	106,040,301

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
16 道 支 出 金	6,301,342	102,234	6,403,576
21 諸 収 入	3,651,902	12	3,651,914
歳 入 合 計	105,938,055	102,246	106,040,301

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国道支出金	市 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 総 務 費	10,089,023	102,246	10,191,269	102,234	0	12	0
歳 出 合 計	105,938,055	102,246	106,040,301	102,234	0	12	0

2. 歳入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
16 道支出金	6,301,342	102,234	6,403,576			
3 道委託金	333,095	102,234	435,329			
1 総務費委託金	306,493	102,234	408,727	3 選挙費委託金	102,234	衆議院議員選挙執行費 衆議院議員選挙啓発費
						99,979 2,255

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
21 諸収入	3,651,902	12	3,651,914			
5 雑入	1,014,909	12	1,014,921			
6 雑入	899,703	12	899,715	2 雑入	12	会計年度任用職員等雇用保険料立替金収入
						12
歳 入 合 計	105,938,055	102,246	106,040,301			

3. 歳出

(単位：千円)

款	項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明	
						区分	金額		
2	総務費	10,089,023	102,246	10,191,269	特定財源	102,246			
3	選挙費	130,854	102,246	233,100	特定財源	102,246			
6	衆議院議員選挙 執行費	0	99,991	99,991	特定財源 [内訳] 道支出金 諸収入	99,991	1 報酬 2 給料 3 職員手当等 4 共済費 7 報償費 8 旅費 10 需用費 11 役務費 12 委託料 13 使用料及び 賃借料 14 工事請負費 17 備品購入費 18 負担金補助 及び交付金	22,517 1,946 3,687 362 132 1,305 8,065 15,988 6,758 11,090 13,510 14,630 1	選挙執行費 99,991
7	衆議院議員選挙 啓発費	0	2,255	2,255	特定財源 [内訳] 道支出金	2,255	7 報償費 10 需用費 11 役務費	110 1,584 561	選挙啓発費 2,255
	歳出合計	105,938,055	102,246	106,040,301	特定財源	102,246			

(2) 報酬及び給料並びに職員手当等の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別	内訳	説明	(千円)	備考
報酬及び給料	4,223	3 その他の増減分	4,223			
職員手当等	3,687	2 その他の増減分	3,687			

